

中国の政策的分裂と日本の誤算

— 熱河危機期日中関係の一断面 —

一九三二年一二月から三三年早春の熱河省の陥落までの「熱河危機」期において、中国国民政府はどういう内部状況にあったのか、それに対して日本側はどう対応したのか、これらの重要な問題について、一次資料に基づく実証的な研究はまだ非常に不十分である。

本稿は、この二つの問題に焦点をあて、この時期における中国国民政府の政策的分裂と軍人指導者の自己矛盾の由来を検証したうえで、それに対する日本側の認識と対処について分析し、日本の国際連盟脱退及びその直後の長城作戦、塘沽停戦協定締結の背景を形成させた日中関係のこの重要な一断面の究明を試みたい。

一 熱河危機下の「徹底抗日」決議

一九三二年後半、熱河省問題を巡って日中間の新しい危機が訪れた。

熱河省は中国の内モンゴル地域の一つの省である。関東軍は「満州国」建国構想の段階から既にそれを「満州国」の領域に設定した⁽¹⁾が、「熱河経略ハ固ヨリ早晚之ヲ敢行スルヲ要スルモ目下ニ於ケル軍全般ノ状態ニ鑑ミ直ニ進ンテ大規模ノ作戦行動ヲ熱河ニ指向スルコトハ不可能ナルヲ以テ暫ク事態ヲ静観シ、隱密ノ間ニ諸準備ヲ整フルヲ以テ現下ノ方針トシ」⁽²⁾たため、これまで熱河省は中国の版図に残ることができた。しかし、「満州国」側が一九三二年三月一日に公表した「建国宣言」⁽³⁾は熱河省を「満州国」の領域に含むことを公言し、その後、リットン調査団が「満州国」の境界を日本政府に尋ねたとき

鹿^{ロウ}

錫^{シヤク}

俊^{シュン}

も、日本政府は、熱河地方は満州国の一部であると調査団に回答した。⁽⁴⁾ それゆえ、国民政府は、熱河地方に対する日本側の企図を早くから察知し、この企図から熱河省を防衛することを、内外情勢の全局に関わる鍵と見て、重大な関心を持ってきた。⁽⁵⁾ 一方、三二年一月、閩東軍は、熱河問題に関し、「明春以後解決的実行に着手せんとす。之が為には表面満州国側をして経略に任せしむ。満州国軍隊をして一二月以降之が準備に着手せしむ」と上奏し、熱河攻撃への歩調を加速し始めた。⁽⁶⁾

こうした中、一二月初め、国民政府は、東北地方と日本本土の兵器工場が熱河侵攻用の輸送車両などの製造を急いでいること、日本側が既に熱河攻略を決意したこと、日本の軍部が熱河に侵攻すると同時に、北平と天津でも混乱を起こして、華北地方を攪乱し、熱河に対する中国側の救援を妨害することを企てていること、などの情報をつかんだ。⁽⁷⁾ そして一二月八日、それを証明するように、閩東軍の装甲列車が長城の東端の重要戦略要地の山海関を砲撃し、熱河問題に対する中国側の危惧を頂点に至らせた。⁽⁸⁾

この熱河危機の高まりは、中国国民党及び国民政府内

部にくすぶってきた対日強硬論に火を付け、一二月一五日より二二日まで開催された中国国民党第四期中央執行委員会第三次全体会議（以下四期三中全会と略称）は、対日政策について、下記の二つの決議を採決した。

第一は「集中国力・挽救危亡」と題する決議である。

これは立法院院長孫科を中心とする二七名の中央委員が提案したものであった。理由説明に当たる部分においてこの決議は、冒頭より次の結論を展開している。

今日の最重要課題は抗日救亡である。徹底的な抗日を行うには国内の一致団結を実現させなければならぬが、国内の一致団結を実現させるには、徹底的な抗日を行わなければならない。二者は循環的因果関係にあるため、後先を判断し難いものである。ゆえに、この二者は実際は一つのことであり、その一を解決すれば、即ちその二を解決するのである。今回の全会の最も重大な政策はこれではない。

そして、上の結論に基づいて、同決議は「徹底抗日を目下の外交の主要方針とし、各関係国と切実な互恵的連合を結ぶ」ということを決定した。⁽⁹⁾

第二は「抗日提案」と題する決議である。これは、孫

科、宋子文、陳公博、吳鉄城ら九人が共同で提出したものであった。この決議は、「徹底抗日」の方針を貫徹させる当面の重要措置として、次の三つを極秘に実行することを定めた。

一、熱河省及び河北省の北部に大軍を集中し、敵国の来襲に極力抵抗するとともに、機を見て失地を回復させること。

二、党と政府の全力を尽くして、東北地方で苦戦奮闘中の軍隊及び義勇兵に対する物理的、精神的援助を行うこと。

三、党と政府の全力を尽くして、全国国民の対日ポイコットを指導すること。⁽¹⁰⁾

上記の二つの決議を、一九三二年六月の廬山会議⁽¹¹⁾以後の国民政府の対日政策と対照すれば、二つの重大な変化が起こったことが分かる。

まず、「内憂」と「外患」のどちらに先に対処するかについて、六月の廬山会議は、安内第一・攘外第二という「先安内・後攘外」方針を定めたが、この四期三中全会の決議は、「対内」と「対外」の「二者は循環的因果関係にあるため、後先を判断し難い」と見直して、攘外

と安内は同時に並行せざるを得ないことを実質的に主張し、さらに、ある時は「攘外」が「安内」の先決条件になることもあり得ることをほめかしている。

次に、六月の廬山会議の「先安内・後攘外」方針にしたがって、国民政府は「対日接近」の新政策を立て、「領土と主権を損なわない」という原則の範囲の中で、日中直接交渉の模索などを通して、対日関係の緩和と改善を図ろうとしていた。⁽¹²⁾しかし、この四期三中全会の決議では、緊張緩和と関係改善を棚上げにし、先に挙げた三つの措置を通して、徹底的な抗日を實行しようとした。

以上の対照から、四期三中全会の決議を通して、中国国民党及び国民政府指導部の今後の対日方針として対日強硬策が浮上してきたことが明らかになった。

ここで強調しておかなければならないのは、「抗日提案」の提案者の顔ぶれを見ると、宋子文は国民政府の行政院院長を代理しており、陳公博は汪精衛の側近として実業部部长に在任しており、吳鉄城は国民政府支配下の中核地である上海市の市長を務めている。そのうえ、当時、国民政府のなかでは、これら現職の要人のほかに、羅文幹外交部長及び国際連盟中国代表などの外交官を始

め、軍事に直接関わらない「文官」の多数は四期三中全会の対日強硬策を固く支持していた。⁽¹³⁾したがって、この時、対日強硬論を高揚させた諸要因の内、現職の文官たちの活躍という国民政府内部の要因が非常に重要であったといえる。

しかし、この「文官」たちの対日強硬論を、更に一歩進んで、同時期の「武官」、即ち直接的に対日と対中共の軍事最前線に立った軍人指導者側の主張と比較すれば、四期三中全会の対日「一致強硬」の裏で、国民政府指導部に重大な政策的分裂が起こっていたことがわかる。

二 「一致強硬」の中の政策的分裂

軍人指導者の代表として、そのトップである軍事委員会委員長だった蒋介石の、この時期の考えを見てみよう。一月九日、つまり関東軍による山海関砲撃事件の翌日、報告を受けた蒋介石は次のように論じた。

日本の悪辣な計画は、中国の国内を統一させないのみならず、機会に乗じて中国政府を叩き、中国指導者の信用を傷つけ、以て我が堂々たる中華を永遠に彼等に從属させることにあるのだらう。日本の企てが火を

見るよりも明らかに今日、我々は、我が党の主義を保全し、政府の威信を維持し、民族を危局から救うため、ただ一切を犠牲にしてそれに対処するだけである。しかし、最後の関頭に至るまで、または相当な価値を獲得し、党と国家を守護できる確実の勝算を持つまで、無益な犠牲を払ってはいけない。今日の急務を考えれば、外交は確かに重要であるが、内政を健全にしなければ外交を論じることができない。そして、内政を健全にするには、まず基礎とする地域と基本とする軍隊を建設しなければならない。……要するに、長江流域の赤匪（中国共産党勢力）を掃滅し、政治を整理することは、我々の今の活動の中心である。（括弧内は、筆者）

次に一月四日、即ち四期三中全会が開催される前夜に、蒋介石は政府の会議において、「攘外必先安内」は古代から立国の基本であること、攘外を行うためにはまず安内をやらなければならないことを繰り返した後、やはり当面の敵は、日本ではなく、国内の「赤匪」であることを強調した。⁽¹⁵⁾

以上の蒋介石の考えから、次のことを指摘できよう。

即ち、熱河危機の到来により、日本の「将来の目的」と「悪辣な計画」に対する蒋介石の危機感、この時点では既に頂点に達していた。しかし、「現在」の情勢に関し、彼は中国が既に「最後の関頭」に立たされたとは認めず、また、現時点において「党と国家を守護できる確実の勝算」が中国にあることも認めなかった。そして、このような状況判断に基づいて、「先安内、後攘外」の優先順位に対し、蒋介石は依然としてその必要を認め、堅持している。

以上の蒋介石の考えを、既述の四期三中全会の決議と比較すれば、安内と攘外、剿共と抗日の前後関係を巡って、中国国民党と国民政府の内部に対立が生じたことが分かる。即ち、一方は決議の提案者である文官たちの「同時並行論」であり、もう一方は軍人指導者の意見を代弁する蒋介石の「安内優先」論であった。

ところで、蔣の主張した優先順序を貫徹するには、方法としては、好むと好まざるとに拘わらず、「対日接近↓日中緊張緩和↓安内先行達成↓対日解決」という六月以来の路線も続行しなければならない。そして、「非妥協の緩和」が日本に拒否され、それを強行させるだけの

実力も中国にない現状では、今後は「緩和のための妥協」もやらざるを得なくなるであろう。にも拘わらず、中国国民党の四期三中全会において、蒋介石を始めとする軍人指導者側は、既述の二つの強硬な決議の採決が、日中間の更なる緊張を招来することを承知していながら、その強硬な措置に同意し、それを全党一致の決議として通過させることを可能にした。

前記の「安内」と「攘外」の前後関係を巡る対立を基本方針上の分裂とすれば、ここに見た蒋介石ら軍人指導者の行動は、目的と方法における自己矛盾であるといえよう。

この軍人指導者の自己矛盾は、どのような理由によるものであったか。

三 軍指導者の「自己矛盾」の由来

上の疑問に関し、四期三中全会が閉幕した直後、日本の陸軍当局は声明を発表し、中国側の「徹底的抗日案は危険極まる遊戯」であると非難した上、「国民党の真意は対日敵愾心を露骨に挑発して人心を刺激し、かつ国内の一時的結束を計り以て対外的に無政府状態を覆はんと

するにある」と断言した⁽¹⁶⁾。

他方、陸軍当局の声明の九日後、内田康哉外務大臣は、より具体的な分析として、次の二つの要因を指摘している。

第一に、広東派⁽¹⁷⁾と世論に対する策略という要因である。つまり、「南京政府ノ政敵タル広東派特ニ孫科(親露主張)伍朝枢(親米主張)ハ各其ノ主張ヲ提ケテ無知ナル民論ヲ煽ラムトスル形勢」にあったため、蒋介石ら「南京政府最高責任者」は、「右政敵ヲ抱擁シ且民論ニ具フル」ことを通して、「広東派ト合流シテ其ノ氣勢ヲ挫キ徐ロニ時局收拾ニ着手セント」しなければならない、ということであった。

第二に、国際連盟に対する策略という要因である。つまり、「連盟ノ態度モ漸次實際的トナリ支那一流ノ宣伝政策ノ成功望薄ラキタル折柄」において、蒋介石ら「南京政府最高責任者」は、「熱河進兵ノ声ニ依リ連盟ヲ驚カシ来ル十六日以後ノ形勢ヲ自己ニ有利ニ転回セムコトヲ僥倖ス」ということであつた⁽¹⁸⁾。

要するに、蒋介石ら軍人指導者の自己矛盾とそれによる「徹底抗日」の強硬策における中国国民党の「一致」

を産んだ理由として、日本の軍部も外務省も主としてその広東派と国際連盟に対する策略的要因に注目していた。広東派の反蔣策動という当時の中国の国内的政治情勢と、リットン報告書の審議や日中紛争解決のための決議の起案などを中心とする国際連盟の動向に照らせば、これらの指摘は根拠のないものではなかったといえる。

しかし、これらの策略的要因と同時に、他の諸要因も重要な役割を果たしたことを、日本側は見落としたのか、または故意に無視したのか、言及していなかった。

それは、次なる諸点に集約できる。

第一は国民政府内部の対日強硬論に対する配慮ということである。従来、中国共産党を別とすれば、対日政策を巡って、国民政府は広東派を中心とする反中央勢力と対立があつたが、政府内部では大勢は基本的に蒋介石ら指導部と一致を保ってきた。しかし、四期三中全会に示されたように、熱河危機の深刻化につれて、いまは政府内部でも、現職の文官を中心に、これまでの安内優先のための対日緩和方針を批判し、「徹底抗日」を主張する勢力が大きくなった。蒋介石ら軍人指導部にとって、それに一定の配慮を与えなければ、国民政府が

内部から崩壊することは自明の理であった。

第二は熱河省の重要な戦略的地位ということである。

これは単に熱河省が華北地方から東北抗日軍への物質援助の輸送通路であったというだけではなかった。当時、歴史地理学者の張其鏞が述べていたように、中国にとって、熱河省は地理的に、東北失地を奪回するための「根拠地」と、華北地方を日本の更なる侵攻から守る「防壁」という二重の重要な価値を持っていた。⁽²⁰⁾

第三は華北地方が「第二の満州国」にされることに對する危惧ということである。当時、日本側は熱河以外の地方に進入しないと再三声明したにも拘わらず、蔣介石ら軍人指導者は、日本の侵攻は熱河省に止まらず、華北地方にも攻めてくるのではないかと強く危惧していた。⁽²¹⁾

これに関連して、蔣介石ら指導者は、東北地方の「一時的喪失」を中国の復興や国民政府の支配に対する致命傷ではない⁽²²⁾と見ていた反面、華北地方については、一貫してそれを死守しなければならぬ地域と見なしていた。⁽²³⁾

そのため、彼らにとって華北地方が「第二の満州国」にされることはどうしても座視できないことであった。

第四は熱河・華北地方の喪失と東北三省の喪失が中国

国民党の政権維持に与える政治的影響の相違ということである。これまで、蔣介石ら指導者は、「満州事変以前、

東北は名義上は国民政府に属したが、その軍権・政権・財権はいずれも独立と違わず、少なくとも革命勢力の支配範囲には入っていないなかったといえる」こと、満州事変が関東軍の不意打ちであったことなどを理由に、「東北の喪失は国民政府の責任ではなかった」と強調してきた。⁽²⁴⁾

これはある程度正しいが、反対に、熱河省と華北地方は「革命勢力の支配範囲に入っていなかった」とは言い切れない上、特にその侵攻される危機的情勢は満州事変から続いているため、「日本の不意打ち」に責任を転嫁することもできない。それゆえ、国民政府指導部、特に国防の直接の責任者である蔣介石ら軍人指導者は、東北三省のように簡単に熱河・華北地方が日本に占領されたならば、すぐにも反政府勢力に口実を与え、世論の厳しい非難を受け、自らの失脚と国民党政権の崩壊を招くことを十分に理解し、必死にそれを回避しようとしていた。

以上をまとめれば、上記の諸要因のため、蔣介石ら軍人指導者は、四期三中全会の対日強硬策のリスクを承知しながらも、熱河危機という当面の緊急事態を凌ぐため

に、四期三中全会の方針に賛成せざるを得なかったといえる。

このように、四期三中全会を経て浮上した中国指導部の対日強硬策は、表では全員一致の様相を呈したが、裏では安内攘外の前後関係を巡る文官と軍人の分裂が存在していたのである。そして、軍人側の自己矛盾を孕んだ諸要因のために、文官たちの「対日強硬」と蒋介石ら軍人指導者の「対日強硬」とは、必ずしも同じものではなかったことが明らかであった。即ち、文官たちの「対日強硬」は主として観念的・感情的な思惑に依拠し、強硬一辺倒であったのに対して、蒋介石ら軍人指導者の「対日強硬」は主として現実的思惑に由来し、半ばは本気でありながら、半ばは姿勢だけであったのである。

両者のこの相違はその後、山海関事件後の対応における表と裏の開きをもたらしした。

四 表での協調

一九三三年元旦、山海関駐在の日本守備隊は謀略を用いて第三次山海関事件を起こした。その二日後の一月三日、それを応援する日本軍は陸海空の三方面から山海関

を攻撃し、これを完全に占領した。⁽²⁵⁾「日本軍の山海関侵攻は熱河攻略の始まり」と判断した国民政府にとって、熱河省の防衛はこの第三回目の山海関事件をきっかけに、名実ともにこれからの対日関係の最緊要課題となった。この最緊要課題の処理に当たって、外交の表舞台での対応では、国民政府は文武一致して四期三中全会の「徹底抗日」の精神を貫いていった。

それは山海関事件をめぐる日本側の解決方針に対する拒否から始まった。

当時、日本側では関東軍が「満州問題の根本的解決」という発想から、熱河省の攻略を強く主張し、ひいては北平・天津を始めとする華北地方の張学良軍を消滅することももくろんでいた。しかし外務省を始め、海軍、重臣層は、熱河作戦の「帝国ノ内外政局ニ及ホス影響ノ重大ナルニ鑑ミ」、関東軍の方針に対しては慎重な態度をとってきた。一方、この二つの相対立する考えの間に立たされた陸軍中央は、関東軍の要求を基本的に受け入れると同時に、反対論にも一定の配慮を示した。⁽²⁷⁾このよう

な三つの主張の妥協案として、山海関事件の解決方針について、一月四日、日本側は「事態ヲ拡大セス事件ヲ地

方的問題トシテ解決スル」ことを閣議決定した。⁽²⁸⁾即ち、対中要求を熱河省に限定し、「平津地方ニ迄戦局ノ發展ヲ見ルノ虞アル行動ニ出ツルコトハ嚴ニ之ヲ慎ム」ということであった。

山海関事件に関する日本側のこのような解決方針は、蔣作賓駐日公使によって一月五日に国民政府指導部に伝えられた。⁽³⁰⁾しかし国民政府指導部は、日本は山海関を奪った以上、今後は熱河はもちろん、さらには「必ず本格的に平津地方を攻めてくる」ゆえに、日本側が唱える「局地的解決」は侵略を拡大する準備時間をかせぐためのもにすぎないと判断した。⁽³¹⁾また、これに加えて、国際連盟中国代表団からは、日本軍の山海関占拠は列国にショックを与え、国際連盟の情勢がそれによって中国にとって好転したこと、日本側の「局地的解決」案は前者を恐れたためであったこと、中国はこの好機を利用して対日抵抗の決心を示し、国際連盟での外交的効果を収めるべきこと、などの国際情勢分析の電報が寄せられ、⁽³²⁾羅文幹外交部長をはじめ、国民政府の外交当局者はそれを高く評価した。⁽³³⁾以上のような対日判断と国際政治の現状認識の相互作用の下で、国民政府指導部は、「若シ山海

関事件ヲ地方的ニ解決スルニ於テハ外部ヨリ満州ハ既ニ諦メタルカ如ク取ラル」、さらには「第二、第三ノ問題起リ遂ニハ何時ノ間ニカ平津地方ヲ席捲セラルルニ至ルヲ恐レ」る一方、「地方的解決」を断るのは国際連盟での制日外交に有利であると見て、「如何ナル条件ノ下ニモ地方的解決交渉ニ入ラサルコトニ決定」し、日本側の「局地的解決」方針を固く拒否した。⁽³⁵⁾

この拒否に続いて、山海関事件に対する英国からの調停の申し出に対する対応は、国民政府の「徹底抗日」の態度をより明確に示している。

華北には英米等の居留民が多数おり、權益の大きな地方であった。ゆえに、国民政府が山海関事件に対する強硬な態度を表した後、英国は日中衝突の拡大を危惧していた。一月八日、河北省駐在の英国代理領事は、山海関事件を、上海事変の前例に沿い英国など列強の調停により、局部的地方事件として解決することを中国側に提議した。⁽³⁶⁾これに対し、国民政府外交部は前記の対日拒否の理由を踏襲し、さらに、日本がいま財政・通貨及び農業などの面で極めて困難な問題に直面しているため、中国が粘り強く堅持していけば東北問題の根本的解決が期待

できること、中国側が対日抵抗の決心を示せば示すほど北平・天津地方が安全になること、また、山海関事件により国際連盟は既に日中紛争に対する調停を断念し、連盟規約の第一五条第四項による措置をとろうとしていること、などの認識から、英国の調停案は日本に時間を与え日本の困難を解消するに他ならないと見て、それを固く断った。⁽³⁷⁾

以上の外交部の方針は蒋介石の同意を得たものであった。⁽³⁸⁾一月一〇日、蒋介石本人も自ら華北前線の張學良に対し、もしも交渉を行うならば、列国の調停による地域的かつ限定的折衝ではなく、東三省問題を含む全面的解決を前提とする中央政府による直接交渉でなければならぬとの指示を打電している。蒋介石のこの指示を受けて、一月一九日、華北駐在の英国海軍から出された日中衝突の斡旋案も国民政府に断られた。⁽³⁹⁾

このように、山海関事件への対応を通じて、国民政府は非常に強硬な態度を示し、しかも文官側と軍人側は「文武一致」を保っていた。

五 裏での対立

しかし、この外交の表舞台での様相と反対に、舞台裏では、宋子文、羅文幹や国際連盟中国代表らを一方とし、蒋介石らをもう一方として、国民政府指導部の文官側と軍人側は、大きな食い違いを見せていた。

まず文官側の対応の特徴を概観する。それは以下の二点に要約できよう。

第一に、中国共産党に対する掃滅戦と日本に対する熱河防衛戦という二正面作戦の優先順位の問題について、文官側は熱河を重要視し、対共産党戦を後回しにして「政府の全力を熱河問題の対応に集中させるべきである」と唱えていた。そして、それに相まって彼らは、中国軍隊の精鋭である「中央軍」を、反共戦の戦場である南方地方から対日戦の前線である熱河と華北地方に至急に移動すべきこと、軍の最高指導者である蒋介石が早急に反共戦の戦場から華北へ北上し、自ら対日戦の指揮に当たるべきこと、などを蒋介石に再三求めていた。⁽⁴¹⁾

第二に、対日政策において、文官側は表裏ともに強硬一点張りであった。例えば日本が得た情報によれば、一月下旬、羅文幹は在南京フランス外交官との談話において、日本と一戦を交える覚悟のあることを強調していた。⁽⁴²⁾

また、英国の駐華公使は、「羅文幹、孫科、そして宋子文らが、山海関事件と熱河問題を契機として好戦的なムードのなかにいる」との印象を、彼らとの会談から受けた旨、在南京日本外交官に伝えていた。⁽⁴³⁾

以上のような文官側の態度と比べて、蒋介石を代表とする軍人側の態度は対照的であった。

まず、反共戦と熱河防衛戦の優先順位の問題に対して、軍指導部は熱河防衛の重要性を認めつつも、文官側のいわば抗日のための反共戦放論を受け入れず、「赤匪を肅清してから軍を抗日に移す」という方針を堅持していた。ゆえに、二月下旬日本軍が熱河攻撃を本格的に始めるまで、軍指導部は政策の力点を引き続き「安内」におき、中央軍を主力とする六〇数万の兵力を前年七月月から開始した第四回剿共戦に投入しつつ、蒋介石も反共軍の「総司令」として剿共戦場に止まっていた。⁽⁴⁵⁾ 一月一七日、華北地方の最高責任者の張学良は、「熱河情勢の緊急」を詳細に報告し、中央軍からの至急応援を蒋介石に懇願したが、⁽⁴⁶⁾ 蒋介石はただ陸軍大学学長の楊傑と二〇数人の参謀将校を北上させただけで、中央軍を動かさず、熱河の防衛を張学良とその指揮下の華北の地方軍隊に任せた。⁽⁴⁷⁾

また、一月下旬、華北の地方軍隊の將軍たちは「委員長が北上しなければ今回の対日作戦の運命は想像もできない」と、「男泣きして」蒋介石の北上を懇願したが、⁽⁴⁸⁾ 蒋介石は依然として「南方を処置してからはじめて北上できる」と一蹴した。⁽⁴⁹⁾

さらに、文官側の対日強硬一点張りとは異なって、蒋介石ら軍部側は、外交の表舞台では文官側と同様に強硬な態度を示していたものの、水面下では戦争を回避するために、非公式なルートを通じて、日本に対する柔軟な対応を試みていた。例えば、二月一日、蒋介石の腹心の黄郛は日本公使館一等書記官の須磨弥吉郎を訪ね、蒋介石周辺の事情やそれに関連する対日「試案」を打ち明けた。すなわち、日本の積極的な軍事行動のゆえに国内での反日世論が高まっており、中国側が日本側に何らかの妥協を申し出ることは、自分の政治生命すら危うくすると、蔣は、苦慮している。そして、日中問題の紛糾は第三国に漁夫の利を与えることになるので、「(一) 熱河ト東三省トノ間ニ適當ノ自然的境界ヲ物色シ右ヲ境トシテ両軍トモ敵対行為ニ出テサル事 (二) 山海関ハ条約上日本天津駐屯軍ノ管轄地域ナレハ関東軍ハ関外ニ撤退シ同

方面ノ治安ハ中村司令官ト友好関係ニ在ル周電光ノ部下ノ支那警察官ヲシテ維持セシムル事」を前提条件として、日中の直接交渉に入ってはどうか、というのである。⁽⁵⁰⁾

上の「試案」に対し、須磨は「若シ蒋介石ニシテ日支関係打開ニ付誠意ヲ有スルニ於テハ……直接交渉ヲ日本ニ嘆願シテハ如何」と「反問」した。これに対し、黄郛は、中国側から交渉を切り出すことは、国内の反日世論からみて不可能であることを再度指摘し、日本側から交渉開始の意思表示をするよう要請した。さらに、もし日本軍が熱河に侵略しないことを声明すれば、中国は満州問題を棚上げにすることも可能であるかもしれないと述べた。⁽⁵¹⁾

以上の「試案」と発言については、黄郛はそれが蒋介石本人の意向を代弁したものでどうかについて明言しなかったが、少なくともその戦争回避への意思は疑う余地なく蒋介石に基づくものであったと考えられる。⁽⁵²⁾

このように、山海関事件以来、熱河省の防衛問題などを巡って、国民政府指導部の文・武双方は、表での「一致強硬」のポーズとは反対に、裏では政策的対立と矛盾を一層深刻化させてきた。

それでは、このような中国側の内政事情に対し、日本側は当時どのように認識し、どのように対処したのか。以下、内田外務大臣の訓令電を手がかりに、外務省を中心に検討することにする。

おわりに——日本外務省の誤算

一九三二年二月一九日、内田外務大臣は、在ジュネーブ連盟代表に宛てた至急電報のなかで、次のような対中観測を述べた。すなわち、中国政府においては、満州問題は、もはや仕方なく、国際連盟も実際には頼りにならないので、満州問題に見切りをつけた上で対日関係を常道に復帰するしかないという考え方が有力となってきた。しかし、国内世論は連盟の無力さに気づいたものの、米露と提携して日本にあたることを主張する「他力本願」的言説が出現している。このような世論を、他力が頼りにならず、日本と提携するほかないという考え方向と「覚醒」させることが必要である、というのである。⁽⁵³⁾

続いて、翌三三年一月二日、在パリ沢田連盟事務局長に出した極秘電報の中で、内田は、南京政府最高責任者の「内意」は日中直接交渉にあると再び述べた上で、そ

の方針を妨害していたのは「南京政府ノ政敵タル広東派」であったと強調した。⁽⁵³⁾

そして、一月四日、在天津桑島総領事に宛てた「極秘至急」電報の中で、内田は、国際連盟では満州問題に関する列国の態度の緩和がみられ、中国においても満州問題に見切りをつけ、日中直接交渉を支持する気運が見え始めたとの、情勢分析を展開している。⁽⁵⁵⁾

以上の諸電報はこの時点の日本の外務省中枢の中国認識を反映したものだといえよう。とすれば、その中には次のような四つの誤算・誤認が含まれていたと指摘できる。

第一に、既に述べたように、熱河危機をきっかけに国民政府中央の内部でも対立が生じ始め、文官側は「徹底抗日」の強硬論を唱え、軍人側の「安内優先」論とそのため対日緩和論を、少なくとも四期三中全会という公の場では圧倒していた。しかし内田の訓令電が示した対中認識は、国民政府と反国民政府勢力との対立、及びいわゆる「国論」の国民政府に与えた圧力には注意を払っていたものの、国民政府中央内部の文・武両派の対立及びその影響をおろそかにしていた。

第二に、対日緩和や直接交渉に対する中国の国論の反対と、国民政府内・外の対立は、国際連盟や第三国の「援中制日」に対する期待など、内田訓令電が「他力本願」と概括した要因によるものが確かに小さくなかったが、それよりも重要なのは国家・民族への愛着心、国権・国益の維持への執着心など、いわばナショナリズム的要因によるものであったのである。しかし、内田訓令電が示した対中認識は、この多種多様な要因が錯綜している複雑な問題に対し、単純に「他力本願」という二次的な要因だけを過大に強調し、ナショナリズムのような、より重要かつ微妙な要因を無視するものであった。

第三に、この時点の国民政府において、対日交渉を否定する勢力はもちろん、対日交渉を容認した蔣介石ら軍人指導者でも、決して満州問題に見切りなどつけてはいなかった。前記の蔣介石の考えを借りて総括すれば、対日交渉の模索は「党と国家を守護できる確実の勝算を持つまで」の臥薪嘗胆であり、「先安内・後攘外」という優先順位を貫徹させるための戦術でもあった。言い換えれば、彼らの視点からは、この意味での「日中直接交渉」は、満州問題をより有利に、またより確実に解決す

るための便法であった。他方、既述の通り、当時の中国の内政事情のもとでは、たとえこのような意味の対日直接交渉の主張でさえも、政府の内・外面から強く反対されたがゆえに、蔣介石ら軍人側は直接交渉問題において、政府外部の反対勢力に攻撃の口実を与えないことと、政府内部の反対勢力による政権の自己崩壊を回避させることという二重の必要から、自らの主張を曖昧にし、玉虫色の対応をとらざるを得なかった。したがって、彼らは「満州国」問題を対日交渉で棚上げにすることを譲歩の最大限度にせざるを得ず、また、交渉への模索を黄郛などの個人を通じて、水面下で非公式的に行わざるを得なかった。しかし内田訓令電が示した外務省中枢の対中認識は、この大切なところで虚実を取り違え、蔣介石一派の対日直接交渉の動向を、中国が満州問題を断念したかのようにとらえていたのである。

要するに、この時点で、日本外務省は、「南京政府の最高責任者」である蔣介石らが「日支直接交渉ニ依り時局ヲ收拾スル」意思を持っていることを知ったものの、その動機を日本が作った既成事実に屈服したためだと誤認した。これと同時に、蔣一派の対日直接交渉の動きと

対立する中国の「国論」と政府内外の対日強硬派については、日本外務省は、その蔣介石一派に加えた掣肘の強さを軽視していた一方、その妥協反対の要因を単に国際連盟や米ソに対する「他力本願」に限定した。そのため、「他力ノ頼ムヘカラサルコト」を中国の国論と対日強硬派に思い知らせれば、妥協反対の要因は自然に消えると見ていた。

対中認識における以上のような誤算・誤認と相まって、この時点、国際連盟及び第三国に対する認識においても、日本外務省は行き過ぎた楽観論のあまり、ある誤解を産んだ。つまり、彼らは、熱河問題の拡大、特に列国の利害関係が絡みつく平津地方への波及には敏感で、それを阻止しようとしていたが、「長城線を越えて関内に進まなければ連盟が強硬な態度に出ることはない」と、判断を誤ったのであった。⁽⁵⁷⁾

以上のように様々な誤算や誤解が背景にあったからこそ、熱河危機の最中、対中政策において、日本外務省中枢は、蔣介石らの直接交渉の機運を利用しようとしたものの、国民政府中枢の本音が既成事実の容認という諦めにある以上、その表でのかけひきに対しては日本側に全

く譲歩の必要がないと考えていた。そして、上と同様な背景の下で、外務省中樞は、中国の対日強硬論が「他力本願」に起因している以上、日本が対国際連盟政策の面からその消去に着手するしかないと見ていた。このような認識が原因となつて、三三年二月二日に有吉中国公使の来電⁽⁵⁸⁾がほめかした、満州問題に対する日本側の「或ル程度ノ譲歩的態度」と、熱河問題に対する日本側の「自重」が、蔣介石一派が内政的困難を克服し柔軟な対日政策を実現させるための促進条件であつたにもかかわらず、外務省中樞はそれを受け入れなかつた。

他方、対国際連盟政策においては、日本外務省は、本意では連盟規約第一五条の第三項までの適用による和解(コンシリエーション)による日中紛争解決に反対せず、⁽⁵⁹⁾国際連盟を脱退する事態を回避しようとしたものの、特に中国の対日強硬論の源泉である「他力本願」を徹底的に潰すという狙いから、和協委員会への米・ソ両国の参加に反対し、⁽⁶⁰⁾一九国委員会報告書を巡る英国の妥協申し入れをも拒絶する⁽⁶¹⁾など、非妥協的態度を強めていく。

このような政策の結果として、二月一四日国際連盟において日本軍の満鉄附屬地への撤退、中国の満州統治権

承認を勧告する提案が一九国委員会によって採択された直後、日本側は、一七日に国際連盟の勧告案反対と熱河討伐を閣議決定し、⁽⁶²⁾二二日には前記の黄郛の一日の試案を全面的に拒否したうえ、中国軍が熱河省から直ちに撤退しなければ「戦局ノ北支方面ニ及フコトナキヲ保セサル」という「一方的通告」を、国民政府に送りつけた。⁽⁶³⁾結局このような事態の推移を経て、中国は日本軍の攻撃を受けて二週間足らずの内に熱河省を失つたのであつたが、これと同時に、連盟総会が一九国委員会の報告及び勧告案を四二対一で可決した状況の下で、日本は、中国との和解による紛争解決を拒絶した一方、国際連盟からの脱退を余儀なくされ、「聯盟ニ留ルノ一事ハ完全ニ失敗ニ帰シ」たのである。⁽⁶⁴⁾

(1) 関東軍参謀部総務課片倉衷「満州事変機密政略日誌」其四(昭和七年一月四日の条)、『現代史資料』第七巻、三三三―三三四頁。

(2) 関東軍司令官より参謀総長宛電報(関参一電報二〇一号)(昭和七年七月二〇日)、『現代史資料』第七巻、四九〇頁。

(3) 『東京朝日新聞』、昭和七年三月二日。

- (4) 内田より沢田宛電報、第二号、極秘(昭和八年一月二日)、日本外務省編纂『日本外交文書 満州事変』第三卷(以下『外交文書(滿)』三と略、他の巻の場合も同様)六四六―六四八頁。
- (5) 蔣介石より蔣伯誠宛電報(一九三二年七月五日)、秦孝儀主編『中華民國重要史料初編・対日抗戦時期』(中国国民党中央党史委員会、一九八一年、以下『重要史料』と略)縮編(一)、五五八―五五九頁。
- (6) 伊藤隆・照沼康孝編『畑俊六日誌』(続・現代史資料四)(みすず書房、一九八三年)、昭和七年一月二八日の条、同書、五二頁。
- (7) 国民政府外交部より顧維鈞宛電報(一九三二年二月二日)、顧維鈞『顧維鈞回憶録』(中華書局、一九八五年)第二分冊、一〇五―一〇六頁。張學良より蔣介石、宋子文等宛電報(一九三二年二月三日)、『革命文獻』第三八輯、二〇六―二〇六八頁。
- (8) この「第二次山海関事件」の経緯について、中国側の記録は張學良より羅文幹宛電報(一九三二年二月九日)、『革命文獻』第三八輯、二〇六九―二〇七〇頁。
- (9) 中国国民党中央執行委員会公函(別字第一〇六三号)(一九三二年一月二二日)及び附属文書「集中国力挽救危亡案」、台北、中国国民党中央党史委員会所蔵原文。
- (10) 中国国民党中央執行委員会密函(別一〇九一号)(一九三二年一月二二日)、台北、党史委員会所蔵原文。
- (11) 江西省の廬山で開かれた国民政府の軍・政首脳の会議。
- (12) 詳細は、拙稿「日中危機下中国外交の再選択」(『一橋論叢』一九九七年一月号)を参照されたい。
- (13) 詳しくは、『顧維鈞回憶録』第二分冊、一七六―三一頁。
- (14) 秦孝儀編『総統蔣公大事長編初稿』第二卷(未公刊)、二四四頁。
- (15) 中国国民党中央党史委員会編『総統蔣公思想言論集』(台北、一九八四年、以下『蔣公総集』と略)第一〇卷、六七八―六七九頁。
- (16) 『東京朝日新聞』、昭和七年二月二四日。
- (17) 広東、広西等中国の西南地区を根拠地とする中国国民党内の反蔣派。名義上は南京の中央政府を承認していたが、実際は南京と対立し、独立状態にあった。
- (18) 国際連盟一九国委員会会議が一九三三年一月一六日に開催予定であった。
- (19) 前掲内田より沢田宛電報、第二号、極秘(昭和八年一月二日)。
- (20) 張其鏞「熱河省形勢論」、『國風半月刊』創刊号(一九三三年九月一日出版)。
- (21) 注(二四)の他に、例えば、蔣介石は一九三二年一月二三日の日記に次のように綴っている。「日本の熱河侵攻はもはや避けられず、遅くともこの三ヶ月以内に来るだろう。それどころか、日本は河北省にも侵入し、溥儀を関内に連れてくるか、または他の漢奸を見つけ傀儡を立てるか、などの手法を通して華北地方の独立を偽造して、中国

を四分五裂させ、日本に従属させてしまいかもしれない。

日本の欲望は狂暴を極め、隨を得て蜀を望み、全中国を征服しなければ止まらない。中華民國史料研究中心編『先總統蔣公有關論述与史料』(中華民國史料研究中心、一九八五年再版)、二一四頁。

(22) 詳しくは「敵乎? 友乎?」(『蔣公総集』第四巻、一三八—一六六頁)を参照。一九三四年秋に蔣介石の口述をもとに秘書の陳布雷が執筆したこの論文は、満州事変以来の日中関係及びそれに対する国民政府指導部の認識と対応の過程を総括している。

(23) 華北を守らなければならない理由については、胡適(北京大学教授)による次の論述が参考になる。即ち、一、華北は中国の重要な資源要地である。全中国の工業の原料と動力は主としてそこから供給される。二、華北は中国の交通の中樞要地である。全中国の鉄道の大部分はそこに集中している。三、天津の関税収入は全中国の第二位であった。四、北平と天津は中国の北方地方の文化・学術・教育の中心である。その影響は全中国に及んでいるだけでなく、世界各国に注目されている。胡適「保衛華北の重要」、「独立評論」第五二、五三号合冊(一九三三年六月四日)、二一六頁。

(24) 前掲「敵乎? 友乎?」を参照。

(25) 具体的経緯は、日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編著『太平洋戦争への道』(朝日新聞社、一九八八年新装版)第三巻、五一七頁を参照。

(26) 国民政府参謀本部「華北抗日戦記」、中国第二歴史檔案館所蔵。

(27) 詳細は原田熊雄述『西園寺公と政局』(岩波書店、一九五〇年)第二巻四一九—四三三頁、井上寿一『危機の中の協調外交』(山川出版社、一九九四年)第一章。

(28) 内田より武藤、有吉他宛電報、合第二八号、至急(昭和八年一月四日)、『外交文書(満)』三、六五〇頁。

(29) 内田より桑島他宛電報、第三九号、極秘至急(昭和八年一月四日)、『外交文書(満)』三、六五二頁。

(30) 蔣作賓より外交部宛電報(一九三三年一月五日)、中華民國外交問題研究会編『中日外交史料叢編』(台北、中華民國外交問題研究会、一九六六年、以下『史料叢編』と略)(三)、一一二頁。

(31) 蔣介石より張學良宛電報(一九三三年一月四日)、『重要史料』緒編(一)、五七一頁・南京會議に於ける蔣介石の指示(一九三三年一月七日)、『總統蔣公大事長編初稿』第二巻、二五三頁。

(32) 詳細は、羅文幹より宋子文等宛書簡(一九三三年一月六日)、『史料叢編』(三)、一三九—一四一頁。

(33) 同上。

(34) 有吉より内田宛電報、第五七号、極秘扱(國民政府顧問「パドー」の談話)(昭和八年一月二七日)、内田宛電報第七七号、極秘扱(賀耀組の談話)(昭和八年二月三日)、『外交文書(満)』三、六六七—六八八頁、六七六—六七七頁。

- (35) 内田より沢田宛電報(昭和八年一月一六日)、『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第二卷(外務省発行、一九九八年)、一一二頁。なお、羅文幹より顧維鈞宛電報(一九三三年一月一〇日着)も参照。『顧維鈞回憶録』第二分冊、一二二—一二三頁。
- (36) 前掲羅文幹より顧維鈞宛電報(一九三三年一月一〇日着)。
- (37) 同上。
- (38) 同上。
- (39) 蔣介石より張學良宛電報(一九三三年一月一〇日)、『蔣公集』第三七卷五八頁。
- (40) 徐謨より劉崇傑宛電報(一九三三年一月一九日)、『革命文獻』第三八輯、二一六—二四頁。
- (41) この点について、詳細は宋子文より蔣介石宛電報(一九三三年二月一四日)、『重要史料』緒編(一)、五九四—五九五頁)の他に、未公刊の資料として宋子文より蔣介石宛電報(一九三三年二月一五日)、台北、国史館所藏蔣中正檔案『特交文卷・親批文件』、蔣介石より朱培德宛電報(一九三三年二月二日)、同、『籌筆』も参照。
- (42) 上村より内田宛電報、第六四号、極秘扱(昭和八年二月一日)、『外交文書〔滿〕』三、六七三—六七四頁。因みに、一月一七日に羅文幹は、國際連盟中国代表に、もし國際連盟において対日軟弱の提案が出された場合、中国代表は國際連盟の會議をボイコットすべしと訓令しており、『顧維鈞回憶録』第二分冊、一三三頁)、そして、一月一八日のアメリカ外交官との會談においても、羅文幹は、中国が連盟を脱退して「全世界を驚かせる」意志を有することを伝えた。United States Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1933*, Vol. III, pp. 115-116.
- (43) 上村より内田宛電報、第七六号(昭和八年二月四日)、『外交文書〔滿〕』三、六七九頁。
- (44) 一九三三年二月二日の何鍵來電に対する蔣介石の返事、国史館所藏蔣中正檔案『特交文卷・親批文件』。
- (45) 蔣介石より陳誠宛電報(一九三三年一月一三日、二〇日)、同徐源泉宛電報(二月一日)、同朱培德宛電報(二月二日)、国史館所藏蔣中正檔案『籌筆』。
- (46) 張學良より蔣介石宛電報(一九三三年一月一七日)、『重要史料』緒編(一)、五八〇—五八一頁。
- (47) 蔣介石より張學良宛電報(一九三三年一月二〇日)及び二月五日の張學良來電に対する蔣介石の返事、『重要史料』緒編(一)、五八一頁、五九一頁。
- (48) 蔣伯誠より蔣介石宛電報(一九三三年一月二四日)、『重要史料』緒編(一)、五八五頁。
- (49) 蔣伯誠來電に対する蔣介石の回答、同上書、五八五頁。
- (50) 有吉より内田宛電報、第九二号、極秘扱(昭和八年二月一日)、『外交文書〔滿〕』三、六八〇—六八二頁。
- (51) 同上。
- (52) 熱河危機以來、蔣介石は黄郛との政策相談をより密接にしたうえ、黄の出馬による対日緩和の計画を積極的に準

備していた。黄の須磨訪問の二日前の二月九日、蔣は熱河時局の解決策の考案を黄に依頼したばかりであった。『黄膺白先生年譜長編』、下冊、五三四頁。

- (53) 内田より在ジュネーブ連盟代表宛(電報) 第五四号、至急(昭和七年二月一九日)、『外交文書(満)』三、二二一―二二三頁。

- (54) 内田より沢田宛電報、第二号、極秘(昭和八年一月二日)、『外交文書(満)』三、六四七頁。

- (55) 内田より桑島他宛電報、合第四〇号、極秘至急(昭和八年一月四日)、『外交文書(満)』三、六五三頁。

- (56) これは前に引用した内田の諸訓電に反映されていると思うが、さらに例を挙げれば、一月二日の内田より沢田宛第二号極秘電報は、国際連盟が「冷静ニ事ノ成行ヲ視ルト共ニ日支問題全般ノ処理ニ付テハ此ノ上共帝國政府ノ主張ヲ尊重シ出来得ル限り日支交渉実現ノ方向ニ努力スルコト時宜ニ道スト信ス」と指摘した。『外交文書(満)』第三巻、六四八頁。

- (57) 坂野潤治「外交官の誤解と満州事変の拡大」を参照、東京大学『社会科学研究』第三五巻第五号、一九八四年。

- (58) 詳細は『外交文書(満)』三、六七四―六七五頁。
- (59) 内田より沢田宛電報、第三二三号、極秘(昭和七年一月二七日)、『外交文書(満)』三、一〇六頁。

- (60) 昭和八年四月二八日に上奏した「松岡代表復使命書」を

参照。『日本外交文書』昭和期Ⅱ第二部第二巻(外務省発行、一九九七年)、一六一―一二三頁。

- (61) 中国の「他力本願」を潰すことと和協委員会への米・ソの参加に反対することとの関連については、前記内田より連盟代表宛電報第五四号を参照。なお、それ以外の理由については、同年一月四日に内田は連盟代表に宛てた第四二号極秘電報を参照(『外交文書(満)』三、一九二―一九三頁)。

- (62) 詳細は前掲井上『危機の中の協調外交』三六一―三八頁を参照。

- (63) 日本外務省編『日本外交年表並主要文書』(原書房、一九八八年第六版)下、年表、七四頁。

- (64) 内田より上村宛電報第五号、第六号(昭和八年二月二日)、『外交文書(満)』三、六八八―六八九頁。

- (65) 前掲「松岡代表復使命書」。

付記・本稿は一橋大学大学院法学研究科に提出した学位論文の第五章を元に修正・加筆したものである。学位論文の研究と本稿の作成において、有賀貞先生、田中孝彦先生をはじめ多くの先生方に大変お世話になった。厚くお礼申し上げます。

(島根県立大学助教)